

札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会設置要綱

制定 令和2年6月25日

保健福祉局事業管理担当局長決裁

（目的）

第1条 少子高齢化が進むことや多死社会が訪れることによって起こる葬送に関する様々な問題を解決するため、札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想（以下「基本構想」という。）に基づく取組を推進するにあたり、専門的な立場から意見を聞くため、札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（役割）

第2条 協議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 協議会は、基本構想に基づく取組やその進捗に対して意見を述べるものとする。
- (2) 協議会は、市民への葬送に関する意識醸成を行う実施主体として、市民への啓発を行うものとする。
- (3) 協議会は、札幌市が基本構想に基づく検討結果や取組を具体化した計画を策定するにあたり、その計画案について意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 協議会は総会と各部会により組織する。

- 2 総会の委員は、委員12名以内をもって組織する。
- 3 委員は、市民、学識経験者、弁護士、マスコミ関係者及びその他関係団体等のうちから市長が委嘱する。なお、市民委員は2名以内とし、公募により選考する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が途中交代した際の後任者の委嘱期間は前任者の委嘱期間を引き継ぐものとする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 特別な事項を審議する必要があるときには、協議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験者及びその他関係団体等のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別な事項に関する審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(総会)

第6条 総会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 ウェルネス推進担当局長が特に必要と認めるときには、委員の代理出席を認めることができる。

(部会)

第7条 協議会に、火葬場と墓地に関する具体的な取組及びそれぞれに関連する意識醸成の取組について協議を行うため、次の部会を置く。

- (1) 火葬場部会
- (2) 墓地部会

- 2 部会には部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(謝礼)

第8条 委員が会議に出席したときは、謝礼として日額 12,500 円（税込み）を支給する。

- 2 前項の規定は、第6条第2項により代理出席した者に準用する。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課において行う。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉局ウェルネス推進部施設担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 16 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 5 月 23 日から適用する。